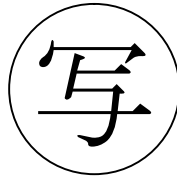


職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 29 年 10 月

新潟市人事委員会



新人委第 418 号

平成 29 年 10 月 16 日

新潟市議会議長 永井 武弘 様

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定に
ついて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう
要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 その他給与に関する課題	9
7 勧告実施の要請	11

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	12
2 働き方改革と勤務環境の整備	13
3 高齢期の雇用問題	16
4 公務員倫理の確保	17
5 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保	18

別記 平成29年人事院の報告及び勧告の概要	19
-----------------------	----

別紙第2 勧告	22
---------	----

<資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-29
第3 月例給の比較方法	資-45
第4 生計費・労働経済指標	資-47

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 29 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表 (1)、医療職俸給表 (2)、医療職俸給表 (3)、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職

俸給表（1）及び教育職俸給表（2）の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は8,802人で、平均年齢は43.3歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給348,938円、扶養手当7,651円、地域手当10,902円、住居手当4,974円、管理職手当5,407円、その他の手当2,986円の合計380,858円（昨年351,743円）である。

[資料編 第1 職員給与（資-1～資-28頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の436事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した99事業所について、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施した。その中で公務に類似する76職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は94.9%、調査実人員は3,956人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.6%（昨年31.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.9%（同30.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0%（同0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		31.6	12.9	0.0	55.5
課長級		28.2	11.8	0.0	60.0

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.3%(同93.6%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が20.7%(同15.3%)、減額となっている事業所の割合は6.9%(同6.8%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		91.9	89.3	20.7	6.9	61.7	2.6	8.1
課長級		84.0	81.2	20.5	3.9	56.8	2.8	16.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-32～資-40頁)のとおりである。

(4) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で33.9%(昨年28.8%)、高校卒で9.4%(同11.0%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で197,193円(同195,435円)、高校卒で159,734円(同162,060円)となっている。

[資料編 第13表, 第14表(資-41頁) 参照]

(ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 10,935 円（昨年 14,225 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 21,176 円（同 26,906 円）となっている。

[資料編 第 16 表（資-42 頁） 参照]

(I) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額の 4.40 月分（昨年 4.29 月分）に相当している。

[資料編 第 18 表（資-43 頁） 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあつては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月決まって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

(1) 月例給

ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-45 頁） 参照]

イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 646 円 (0.18%) 上回っている。

第 3 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
356,448 円	357,094 円	△646 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 職員給与には、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.30 月) は、民間における特別給の支給割合 (4.40 月) を 0.10 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.5% 上昇している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では 196,350 円、3人世帯では 221,640 円、4人世帯では 246,970 円となっている。

[資料編 第 4 生計費・労働経済指標 (資-47~資-49 頁) 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年 8 月 8 日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は、別記（19～21 頁）のとおりである。

5 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本委員会は、月例給については前記 3 (1) のとおり職員給与が民間給与を 646 円上回る事となったことから、民間給与の水準に見合うよう引下げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差（△646 円）は、俸給表の引下げ改定により解消を図ることとした。

イ 特別給

特別給については、前記 3 (2) のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.1 月分引き上げることとした。

(2) 改定すべき事項

ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引下げ改定とする。改定にあたっては、年代別における民間との給与差の状況等を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、50 歳台の職員が在職する級・号俸に重点を置いて最大 0.5%引き下げることとする。引下げは 40 歳台前半層が在職する号俸を目処として収れんさせるものとする。

また、俸給月額について、上記の改定が行われることを踏まえ、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）附則第 28 項及び新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成 26 年新潟市条例第 91 号。以下「一部改正条例」という。）附則第 8 項の規定による俸給（経過措置額）についても引き下げることとする。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額は、平成 29 年 3 月 31 日（一部改正条例附則第 8 項の規定による場合は、平成 27 年 3 月 31 日）において受けていた俸給月額に、本年の一般俸給表の最大号俸別

改定率(△0.5%)を考慮して定めた率 100 分の 99.5 を乗じて得た額とする。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うものとする。

ただし、医療職俸給表(1)については、医師の処遇確保の観点から、教育職俸給表(1)、教育職俸給表(2)については、これまでの水準改定による経過が異なること等を考慮し、引下げ改定は行わないこととする。また、若手研究員を対象とした任期付研究員俸給表(第2号任期付研究員に適用されるもの)及び第3条任期付職員俸給表についても、引下げ改定は行わないこととする。

ウ 期末・勤勉手当

支給月数を0.10月分引上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は民間の特別給の支給状況を参考に勤勉手当に配分する。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとし、来年度以降の配分については、6月期と12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても上記の改定内容を踏まえて改定する。

第4表 本市職員の平成29年12月以降の期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月)

支給期 ・手当 職員	平成29年12月		平成30年6月		平成30年12月	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員	1.375	0.95	1.225	0.90	1.375	0.90
特定幹部職員	1.175	1.15	1.025	1.10	1.175	1.10

(3) 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、職員と民間の給与を年間で均衡させるために所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、今回のように遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消することで、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にも合致するものである。

この年間調整については、月々の生活に充てられる月例給での対応よりも特別給である期末手当で行うことが適切と考えられることから、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。

このため、一般俸給表にあっては、民間給与との比較に基づいて算出される全体の較差率（△0.18%）に代えて、今回引下げ改定が行われる職員（以下「引下改定対象職員」という。）のみによって民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（一般俸給表適用職員全体に係る民間給与と

の較差の合計額を引下改定対象職員の給与月額合計額で除して得た率、 $\Delta 0.29\%$)によって調整を行うことが適当である。

具体的には、引下改定対象職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の合計額に前記調整率 $\Delta 0.29\%$ を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、一般俸給表以外の俸給表についても、引下げ改定が行われない医療職俸給表(1)、教育職俸給表(1)、教育職俸給表(2)、任期付研究員俸給表(第2号任期付研究員に適用されるもの)及び第3条任期付職員俸給表を除き、一般俸給表と同様の調整を行う。

また、前記5(2)ウの期末・勤勉手当については、本年12月期の同手当から実施する必要がある。

6 その他給与に関する課題

(1) 扶養手当制度の見直し

人事院は昨年の報告において、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮して、子に係る手当額の引上げを行うとする扶養手当制度の見直しを行い、本年4月より段階的に実施しているところである。

そこで、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果をしてみると、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は減少傾向にあり、併せて、近年配偶者に係る手当を減額又は廃止したとする事業所や、手当を見直す予定又は検討中とする事業所の割合は昨年と比較して増加していた。また、本市職員においても、配偶者を扶養親族とする割合は減少傾向にある。

このように、本市においても配偶者に係る手当をめぐる状況については、国と同様の様相を呈しており、また、他の地方公共団体においても、国に準じ

で見直す傾向にあることから、これらを総合的に勘案し、昨年的人事院勧告を踏まえた扶養手当制度の見直しを行うことが適当であると考えている。

(2) 高齢層職員の給与等

本市の高齢層職員の給与水準については、これまで、平成18年度からの給与構造改革における給与カーブの見直し（フラット化）及びそれに伴う経過措置の廃止、また、平成27年度からの給与制度の総合的見直しにおける世代間の給与配分の見直し等により、水準抑制への取組を進めるとともに、民間等との給与差の状況を注視してきた。

今年度末で給与制度の総合的見直しにおける経過措置も廃止することとしているが、それらの状況を加味しても、高齢層職員の給与水準については、民間等と比較すると一定程度の給与差が残ることが想定される。

この状況に鑑み、引き続き、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、高齢層職員の昇給・昇格制度の見直しについて、国と同様の措置を講じる必要があると考えている。

また、併せて検討を行うこととしていた、勤務成績に応じた昇給機会の確保については、これまでの給与制度の総合的見直し等を踏まえた俸給水準の推移、職員の在籍実態等を考慮して、一定の号俸の増設を行う。

(3) 再任用層職員の給与

本年の人事院の報告では、再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととしており、本市においても、人事院における検討状況や他の地方公共団体の動向、民間給与の支給状況等を注視しながら検討を行う。

(4) 改正の実施時期

(1) の扶養手当制度の見直し、(2) の高齢層職員の給与等に係る昇給・昇

格制度の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日から実施する必要がある。

また、勤務成績に応じた昇給機会の確保に係る号俸の増設については、前記 5 の本年の給与の改定に合わせて行うこととする。

7 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、ホームページや市内で開催する採用説明会を通して本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。平成29年度採用試験の受験者確保に向け、民間併願者やUIJターン対象者への働きかけとして、首都圏での採用説明会を新たに実施した。

しかしながら、受験者が最も多い一般行政職の応募者において、昨年度の応募者数を下回る結果となった。この状況は本市だけでなく、公務員試験全体で見られることから民間企業への就職率の高さがうかがえる。公務を取り巻く厳しい状況の下、少子化に伴う受験年齢人口の減少に加え、民間の採用意欲が引き続き高いことが予想されることから、今後も採用環境は厳しいことが予想される。

本委員会においては、高い意欲を持つ受験希望者を確保するため、市内だけでなく市外における広報活動を充実させ、本市で働くことのやりがいや業務に関する情報を伝える機会を積極的に増やしていく。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、試験方法の検討も重要であることから、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の資質等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていくこととする。

(2) 人材の育成

行政課題が年々複雑化・高度化する状況において、組織の活力を維持し、公務の質を高めることが求められている。そのためには、市民の立場で考え、共感することができる感受性と高い専門性を身に付けた職員の育成が必要となる。

本市では、重要な行政課題に対応する専門性の高い職員の育成を目的にフランチャイズ制に基づいた人事制度を推進しており、住民との協働による地域づくりの観点からは、地域貢献意欲の高い職員の力を積極的に活用するエリア（区）登録を、専門能力の開発を重視した人事異動の観点からは、職員が自らの専門分野に登録する制度を設けている。

任命権者においては、将来を見据えた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

本市の人事評価制度は、これまでの人材育成に加え、昨年度から任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されている。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員の意欲を高め、公務能率の向上につながるものと考ええる。

このため、任命権者においては人事評価制度を速やかに定着させ、適正に制度を運用するため、評価者と被評価者との間のコミュニケーションが適切に図られるよう十分な配慮を行うとともに、人事評価を通じ職員の能力の伸長が図られるよう、人材育成への活用に向けた取組を進める必要がある。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、本市では、新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「行動計画」という。）を平成28年4月に策定しており、その中で、女性職員の活躍の推進に向け、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援、家庭と仕事の両立等

を取組項目として掲げている。

ア 女性職員の登用

職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援としては、女性管理職の配置状況について目標を設定している。

現状、管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

イ 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。

行動計画において、平成 31 年度までの毎年度、男性職員の育児休業取得率 5%及び男性職員の子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）取得率 100%を目指し、職員への制度の周知、職場の理解・支援等に取り組んでいるところである。平成 28 年度の男性職員の育児休業取得率は 6.4%と昨年度からは減少しているものの、目標値は達成しており、ここ数年の傾向としても増加傾向にある。男性職員の子育て目的の特別休暇は、配偶者出産休暇の取得率が 90%、育児参加休暇の取得率が 78%と、昨年度に比べ割合は増加している。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、職員及び職場の意識改革が必要である。今後更に制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の心身の健康保持、仕事と生活との調和、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

民間企業の長時間労働の是正については、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制を始めとして労働制度を抜本的に見直す動きがある。公務においても、長時間労働を是正するため、これまで以上に取組を進めることが求められている。

本市においては、超過勤務における事前命令、事後確認の徹底やノー残業デー等全庁的な取組を継続的に行っているほか、超過勤務の状況に応じ、部・区内での課を超えた業務支援体制を構築するなど、超過勤務の縮減に向けた取組の強化を図っている。また、今年度から超過勤務時間の上限目標の設定、管理職の退勤管理など新たな取組も実施されている。

直近3カ年の超過勤務時間数の実績を見ると、全部局の職員1人当たり月平均超過勤務時間数、月45時間以上の超過勤務を行っている職員数、月100時間以上の超過勤務を行っている職員数はいずれも平成26年度以降減少していることから、超過勤務縮減の取組には一定の成果が認められる。

任命権者においては、超過勤務によるストレスや疲労の蓄積が、職員の心身の健康に与える影響が大きいことを考慮し、恒常的に超過勤務が多い職場については、引き続き、効率的な業務執行体制の構築や業務量に見合った適正な人員配置を行うこと等、その縮減に有効な対策を講じていく必要がある。

また、近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化の解消が課題となっている。本市では、任命権者において市立学校園の教職員の勤務実態を把握し、多忙化の解消に向けた取組を行っているところであり、今後も実効性のある取組を行っていく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策

近年、官民間問わず、メンタルヘルスによる問題が増加している中で、本市においても、療養を必要とする職員が増加する傾向にある。

任命権者においては、「こころの相談」窓口を設け、臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでその予防を図っている他、療養中の職員に対しては、リワーク研修センターの利用を通じ職員の職場復帰を支援して

いることから、職場復帰に向けた取組については一定の成果が認められるところである。

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難であるが、その予防や再発防止に向けた一層の取組を行うとともに、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に関しては、平成 25 年 3 月の閣議決定で、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することとされた。

昨年 4 月からの年金支給開始年齢の 62 歳への引上げにあたっては、平成 27 年 12 月の閣議において、国家公務員制度担当大臣から雇用と年金の接続については、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応するとの考えが示され、この発言を受けた総務大臣の閣議発言は、国家公務員における方針を踏まえ、地方公共団体に対し、地方の実情に応じ、再任用により対応することを要請する旨の内容であった。

本市においても、平成 20 年度から職員の再任用が行われ、これまでの短時間勤務に加え、昨年度からはフルタイムの運用が始まっている。再任用は、制度として定着していることから、雇用と年金の接続を図ることができるよう引き続き制度運用していく必要がある。

本市における再任用職員数は年々増加しており、多くの職員が再任用を希望すると考えられることから、再任用職員を活用するポストをどのように確保していくかが課題であり、また、再任用職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理を行っていく必要がある。

平成 29 年 6 月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2017 第 2 章 1 (1)働き方改革 ⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就業促進 において

「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」と公務員の定年延長について具体的な記載が盛り込まれたことから、高齢期雇用の在り方については、今後の国の動向を踏まえ、他の地方公共団体の動きにも配慮しながら、引き続き検討を行っていくことが重要である。

4 公務員倫理の確保

市政運営にあたっては、市民との信頼関係を構築していくことが必要不可欠であるが、いったん不祥事が発生すると、それが一部の職員の行為であっても、市政全体の信用を失墜させ、市政運営に大きな影響を与えることになる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の確保について繰り返し述べてきたところであるが、本年においても悪質な事案が発生するなど憂慮すべき事態である。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組んでいく必要がある。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、自発的に業務を見直していくことが必要である。

これまで、本市における懲戒処分は、人事院の「懲戒処分の指針」や他都市の処分事例を参考に行われてきたが、一層厳正かつ公正な処分を行うとともに、職員の公務員としての自覚を喚起して非違行為の発生防止を図ることを目的に新潟市独自の基準が設けられ、本年4月、新潟市職員の懲戒処分の指針の運用が開始された。

任命権者においては、上記指針策定の趣旨を職員に十分に周知し、引き続き組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

5 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保

本年 5 月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号，以下「改正法」という。）により，会計年度任用職員が新たに制度化された。これにより，これまでの臨時・非常勤職員に係る制度運用を抜本的に見直す必要が生じることから，平成 32 年 4 月の改正法の施行に向け，適切に準備を進める必要がある。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.85月(支給済み)	0.95月(現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）及び新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成 26 年新潟市条例第 91 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者に係る手当の月額を 6,500 円とし、子に係る手当の月額を 1 人につき 10,000 円とすること。なお、職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止すること。

イ 勤勉手当

(ア) 平成 29 年 12 月期の支給割合

a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分（再任用職員については 0.45 月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分（再任用職員については 0.55 月分）とすること。

(イ) 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.90

月分（再任用職員については、それぞれ 0.425 月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.10 月分（再任用職員にあってはそれぞれ 0.525 月分）とすること。

(3) 俸給表の改定に伴う附則第 28 項の規定による俸給の額の改定

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年新潟県条例第 84 号）附則第 7 項の規定を受けていた新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 59 号）第 1 条に規定する特定教職員で、その者の受ける俸給月額が平成 29 年 3 月 31 日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において教育職俸給表（1）又は教育職俸給表（2）の適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給すること。

(4) 昇給制度の改正

55 歳（医療職俸給表（1）の適用を受ける職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則に定めるもの）を超える職員の昇給について、新潟市給与条例第 6 条第 1 項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の特定任期付職員に適用される俸給表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第 1 号任期付研究員に適用される俸給表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

イ 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

4 新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成 26 年新潟市条例第 91 号）の改正

平成 27 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において医療職俸給表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実現するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)、2(2)ア、3(2)アについては平成29年12月1日から、1(2)ア、1(2)イ(イ)、1(4)、2(2)イ、3(2)イについては平成30年4月1日から実施すること。なお、1(2)アについては、所要の経過措置を講ずること。

(2) 平成29年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成29年12月に支給する期末手当の額は、新潟市給与条例第22条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しないこととすること。

(ア) 平成29年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外のもの又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)附則第28項及び新潟市給与条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第91号)附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職俸給表(1)若しくは教育職俸給表(1)若しくは教育職俸給表(2)の適用を受ける職員、第3条任期付職員、第2号任期付研究員若しくは特定任期付職員若しくは第1号任期付研究員でその号俸が1号俸から3号俸までであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象

職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額及び管理職手当の月額合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(2)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
	7級	1号俸から8号俸まで
医療職俸給表(3)	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から92号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで

	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 20 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
消 防 職 俸 給 表	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 100 号俸まで
	3 級	1 号俸から 88 号俸まで
	4 級	1 号俸から 72 号俸まで
	5 級	1 号俸から 44 号俸まで
	6 級	1 号俸から 36 号俸まで
	7 級	1 号俸から 28 号俸まで
	8 級	1 号俸から 16 号俸まで
福 祉 職 俸 給 表	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 48 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで

(イ) 平成 29 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.29 を乗じて得た額

イ 平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において人事委員会規則で定める者から引き続き新たに職員となった者等で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

別記第1

一般俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,500	191,700	227,900	261,200	287,100	317,600	361,500	406,600	457,800
	2	142,600	193,500	229,500	263,100	289,300	319,800	364,100	409,000	460,800
	3	143,800	195,300	231,100	264,900	291,600	322,100	366,600	411,500	463,900
	4	144,900	197,100	232,700	267,000	293,800	324,300	369,200	413,900	466,900
	5	146,000	198,700	234,200	268,800	295,700	326,400	371,300	415,900	469,700
	6	147,100	200,500	235,900	270,900	298,000	328,400	373,800	418,200	472,600
	7	148,300	202,300	237,500	272,700	300,200	330,600	376,200	420,400	475,600
	8	149,400	204,100	239,100	274,800	302,400	332,700	378,700	422,700	478,700
	9	150,500	205,800	240,500	276,800	304,500	334,900	380,900	424,700	481,600
	10	151,900	207,600	242,000	278,900	306,800	337,000	383,600	426,900	484,500
	11	153,200	209,400	243,600	280,900	309,000	339,200	386,100	429,100	487,500
	12	154,500	211,200	245,000	282,900	311,300	341,400	388,800	431,300	490,500
	13	155,800	212,600	246,500	284,800	313,200	343,100	391,200	433,200	493,100
	14	157,300	214,400	248,000	286,900	315,400	345,200	393,500	435,200	495,400
	15	158,800	216,100	249,300	289,000	317,600	347,200	395,700	437,100	497,600
	16	160,400	217,900	250,700	290,900	319,700	349,300	398,100	439,100	499,800
	17	161,700	219,600	252,200	293,000	321,800	351,100	399,900	441,000	502,000
	18	163,200	221,300	253,900	295,000	323,800	353,100	402,000	442,700	503,400
	19	164,700	223,000	255,600	297,100	325,900	355,100	403,800	444,500	504,700
	20	166,200	224,600	257,400	299,100	327,900	356,900	405,900	446,200	506,000
	21	167,600	226,000	258,900	301,000	329,700	358,800	407,700	447,800	507,100
	22	170,300	227,700	260,700	303,100	331,800	360,600	409,500	449,200	508,500
	23	172,900	229,400	262,300	305,100	333,800	362,600	411,500	450,700	509,800
	24	175,500	231,000	264,100	307,200	335,900	364,600	413,400	452,100	511,100
	25	178,200	232,300	266,100	309,000	337,400	366,500	415,300	453,600	512,200
	26	179,900	233,800	267,900	311,100	339,400	368,500	416,900	454,900	513,400
	27	181,600	235,200	269,800	313,100	341,300	370,400	418,400	456,300	514,500
	28	183,300	236,500	271,500	315,200	343,300	372,400	420,000	457,500	515,700
	29	184,800	237,800	273,300	317,000	345,000	374,000	421,600	458,400	516,600
	30	186,600	239,000	275,100	319,000	346,800	375,800	422,800	459,100	517,500
	31	188,400	240,000	277,000	321,100	348,700	377,500	424,100	459,900	518,200
	32	190,100	241,200	278,800	323,100	350,600	379,300	425,400	460,600	519,100
	33	191,700	242,500	280,400	324,700	352,300	380,800	426,500	461,100	519,800
	34	193,200	243,700	282,300	326,700	354,100	382,400	427,600	461,900	520,700
	35	194,700	244,900	284,200	328,700	355,800	383,900	428,900	462,400	521,500
	36	196,200	246,200	286,000	330,800	357,500	385,600	430,100	463,100	522,400
	37	197,500	247,000	287,500	332,400	359,000	387,200	431,400	463,700	523,300
	38	198,800	248,500	289,200	334,400	360,300	388,400	432,200	464,400	524,200
	39	200,100	249,800	291,000	336,400	361,600	389,500	433,000	464,800	525,100
	40	201,400	251,400	292,800	338,300	363,100	390,700	433,900	465,300	525,900
	41	202,700	252,800	294,500	340,100	364,400	391,800	434,300	466,000	526,800
	42	204,000	254,100	296,200	342,000	365,400	393,000	435,100	466,400	
	43	205,300	255,500	297,800	343,800	366,600	394,000	435,800	466,900	
	44	206,600	256,800	299,400	345,700	367,800	395,100	436,500	467,400	
	45	207,800	258,000	301,000	347,100	368,600	396,000	437,100	467,900	
	46	209,100	259,300	302,700	348,700	369,500	396,500	437,900		
	47	210,400	260,700	304,300	350,200	370,300	397,200	438,500		
	48	211,700	262,000	306,000	351,700	371,200	397,800	439,200		
	49	212,800	263,300	307,200	353,200	372,200	398,500	439,700		
	50	213,900	264,400	308,700	354,300	373,000	399,100	440,400		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,700	440,800		
	52	216,000	267,000	311,900	356,500	374,500	400,300	441,400		
	53	217,100	267,900	313,300	357,400	375,300	400,900	441,800		
	54	218,100	269,100	314,900	358,500	375,900	401,600	442,400		
	55	219,000	270,400	316,500	359,400	376,600	402,300	443,000		
	56	220,000	271,700	318,000	360,400	377,300	402,900	443,600		

再任 用職 員以 外の 職員	57	220,600	272,800	319,500	361,300	377,900	403,300	444,000
	58	221,500	273,800	320,700	362,000	378,400	404,000	444,400
	59	222,300	274,800	321,900	362,700	378,900	404,600	444,900
	60	223,200	275,900	323,000	363,400	379,600	405,200	445,400
	61	223,900	277,000	323,800	363,900	379,900	405,600	445,900
	62	224,900	278,000	324,800	364,500	380,600	406,100	
	63	225,700	278,900	325,600	365,100	381,300	406,700	
	64	226,600	279,900	326,600	365,800	381,900	407,300	
	65	227,300	280,600	327,300	366,200	382,200	407,600	
	66	228,100	281,500	328,000	366,800	382,900	408,000	
	67	229,000	282,400	328,800	367,400	383,400	408,400	
	68	230,100	283,300	329,600	368,100	384,000	408,800	
	69	230,700	284,000	330,300	368,500	384,400	409,200	
	70	231,500	284,800	331,000	369,200	385,000	409,500	
	71	232,100	285,600	331,600	369,700	385,500	409,800	
	72	232,900	286,400	332,300	370,300	386,100	410,300	
	73	233,700	287,200	332,800	370,700	386,400	410,700	
	74	234,400	287,700	333,400	371,400	387,000	411,100	
75	235,100	288,200	333,900	371,900	387,500	411,600		
76	235,700	288,600	334,500	372,500	388,000	412,000		
77	236,400	288,800	334,800	372,800	388,200	412,300		
78	237,200	289,200	335,200	373,300	388,600			
79	238,000	289,400	335,700	373,900	389,000			
80	238,700	289,800	336,100	374,500	389,300			
81	239,400	290,000	336,500	375,000	389,500			
82	240,100	290,300	336,900	375,500	389,800			
83	240,800	290,700	337,300	376,000	390,200			
84	241,500	291,100	337,800	376,300	390,500			
85	242,100	291,300	338,200	376,700	390,700			
86	242,800	291,700	338,700	377,000	391,000			
87	243,500	292,000	339,200	377,400	391,300			
88	244,200	292,400	339,600	377,800	391,600			
89	244,900	292,700	339,900	378,300	391,800			
90	245,400	293,100	340,400	378,600	392,100			
91	245,800	293,300	340,700	378,900	392,400			
92	246,300	293,700	341,100	379,200	392,700			
93	246,500	293,900	341,300	379,400	392,900			
94		294,200	341,800	379,700				
95		294,500	342,200	380,000				
96		294,900	342,700	380,300				
97		295,100	342,900	380,500				
98		295,400	343,300	380,800				
99		295,600	343,800	381,100				
100		296,000	344,300	381,400				
101		296,200	344,500	381,600				
102		296,600	344,900					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	345,900					
106		297,800	346,300					
107		298,000	346,700					
108		298,400	347,100					
109		298,600	347,500					
110		299,000	347,900					
111		299,200	348,300					
112		299,600	348,700					
113		299,800	349,100					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						

	117		301,100							
	118		301,400							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,200							
	122		302,400							
	123		302,700							
	124		303,000							
	125		303,300							
再任用職員		183,500	210,400	254,000	273,800	288,900	314,400	356,100	389,700	440,800

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,300	184,400	219,800	246,000	278,100	325,300	369,900	436,300
	2	147,700	186,000	221,400	247,400	280,100	327,300	372,600	438,800
	3	149,100	187,600	223,000	248,600	282,200	329,500	375,200	441,300
	4	150,500	189,200	224,600	250,000	284,200	331,600	377,900	443,900
	5	151,800	190,700	226,000	251,200	286,400	333,700	380,200	446,400
	6	153,600	192,300	227,600	252,400	288,500	335,900	382,900	449,000
	7	155,300	193,900	229,100	253,600	290,700	338,000	385,500	451,500
	8	157,000	195,500	230,700	254,800	292,800	340,200	388,200	454,000
	9	158,700	197,100	232,100	256,000	294,700	341,900	390,400	456,400
	10	160,400	198,800	233,600	257,100	296,900	344,100	392,800	458,900
	11	162,100	200,400	235,000	258,100	299,000	346,200	395,000	461,300
	12	163,900	202,100	236,300	259,200	301,200	348,400	397,500	463,700
	13	165,500	203,700	237,900	260,400	303,400	350,000	399,400	466,200
	14	167,400	205,300	239,400	262,000	305,400	352,000	401,500	467,700
	15	169,400	206,800	240,700	263,600	307,400	354,000	403,600	469,000
	16	171,300	208,400	242,100	265,200	309,500	355,900	405,800	470,400
	17	173,200	209,900	243,000	266,600	311,500	357,700	407,600	471,700
	18	175,100	211,600	244,300	268,400	313,500	359,700	409,600	473,000
	19	177,000	213,300	245,500	270,100	315,600	361,700	411,700	474,200
	20	178,900	215,000	246,700	271,900	317,600	363,800	413,700	475,400
	21	180,800	216,300	248,000	273,600	319,700	365,500	415,500	476,800
	22	182,300	217,800	249,100	275,500	321,600	367,600	416,900	478,100
	23	183,800	219,200	250,100	277,400	323,600	369,600	418,500	479,500
	24	185,300	220,700	251,200	279,100	325,600	371,700	420,100	480,800
	25	186,800	222,100	252,400	280,900	327,300	373,300	421,400	482,100
	26	188,300	223,500	253,900	282,700	329,300	375,100	422,600	483,400
	27	189,800	224,900	255,300	284,500	331,200	376,900	423,900	484,700
	28	191,300	226,200	256,800	286,400	333,200	378,700	425,200	486,000
	29	192,800	227,500	258,100	288,400	334,900	380,300	426,500	487,300
	30	194,100	228,900	259,700	290,100	336,600	382,000	427,800	488,400
	31	195,400	230,500	261,300	292,000	338,400	383,700	429,100	489,500
	32	196,700	231,900	263,000	293,800	340,200	385,500	430,200	490,700
	33	198,000	233,100	264,500	295,400	341,700	386,900	431,200	491,900
	34	199,400	234,400	266,200	297,200	343,600	388,000	432,500	492,800
	35	200,800	235,400	268,000	298,900	345,400	389,300	433,700	493,700
	36	202,200	236,700	269,600	300,700	347,300	390,600	434,900	494,700
	37	203,300	238,100	271,200	302,300	349,000	391,700	436,200	495,700
	38	204,600	239,400	272,900	303,900	350,600	392,700	437,000	
	39	205,900	240,500	274,500	305,500	352,300	393,800	437,700	
	40	207,200	241,800	276,100	307,100	354,000	395,000	438,500	
	41	208,400	243,100	277,800	308,800	355,200	396,000	438,900	
	42	209,600	244,400	279,400	310,500	356,500	396,700	439,500	
	43	210,800	245,600	281,100	312,100	357,700	397,300	440,000	
	44	212,000	246,700	282,800	313,800	359,000	398,100	440,600	
	45	213,200	247,700	284,200	315,000	359,900	398,600	441,000	
	46	214,300	249,100	285,900	316,500	361,100	399,200	441,400	
	47	215,400	250,600	287,600	317,900	362,300	399,800	441,900	
	48	216,500	252,000	289,200	319,500	363,500	400,400	442,400	
	49	217,400	253,500	290,600	320,800	364,400	400,900	442,700	
	50	218,400	254,900	292,200	322,000	365,300	401,400	443,100	
	51	219,400	256,200	293,600	323,300	366,300	402,100	443,700	
	52	220,400	257,500	295,200	324,600	367,300	402,700	444,200	
	53	220,900	258,700	296,500	325,700	368,100	403,300	444,500	
	54	221,800	260,000	297,900	326,600	368,900	403,900		
	55	222,500	261,400	299,400	327,700	369,800	404,600		
56	223,500	262,700	300,900	328,800	370,700	405,200			

57	224,200	263,800	302,200	329,300	371,500	405,500		
58	225,100	265,000	303,400	330,300	372,100	406,000		
59	225,800	266,300	304,700	331,100	372,900	406,400		
60	226,600	267,600	306,100	332,100	373,600	406,800		
61	227,500	268,500	307,200	332,800	374,100	407,100		
62	228,400	269,700	308,400	333,500	374,800	407,400		
63	229,300	271,000	309,700	334,200	375,500	407,900		
64	230,400	272,300	311,000	334,900	376,100	408,400		
65	230,900	273,400	312,300	335,400	376,400	408,700		
66	231,700	274,400	313,100	335,900	377,100			
67	232,500	275,400	313,900	336,600	377,800			
68	233,300	276,500	314,700	337,300	378,400			
69	234,000	277,500	315,300	337,900	378,800			
70	234,700	278,500	316,100	338,500	379,300			
71	235,400	279,600	316,700	339,100	379,900			
72	236,000	280,700	317,500	339,700	380,400			
73	236,700	281,500	318,200	340,100	380,900			
74	237,500	282,200	318,800	340,500	381,400			
75	238,300	282,900	319,400	341,000	381,900			
76	239,000	283,600	320,000	341,600	382,500			
77	239,600	284,200	320,500	342,000	383,000			
78	240,200	284,800	320,900	342,500	383,500			
79	240,800	285,400	321,300	343,000	384,000			
80	241,400	286,000	321,800	343,400	384,500			
81	241,700	286,700	322,400	343,700	384,900			
82	242,100	287,200	322,900	344,100	385,400			
83	242,500	287,700	323,400	344,500	385,800			
84	242,900	288,200	323,900	344,800	386,300			
85	243,300	288,400	324,300	345,300	386,700			
86		288,600	324,600	345,600				
87		288,800	324,900	345,900				
88		289,100	325,300	346,200				
89		289,300	325,700	346,500				
90		289,600	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,200	326,700	347,600				
93		290,500	327,000	347,900				
94		290,700	327,300	348,300				
95		291,000	327,700	348,700				
96		291,300	328,100	349,000				
97		291,600	328,300	349,200				
98		291,900	328,600	349,600				
99		292,200	328,900	350,000				
100		292,500	329,200	350,400				
101		292,800	329,400	350,800				
102		293,000	329,700	351,200				
103		293,300	329,900	351,600				
104		293,600	330,200	352,000				
105		293,800	330,400	352,500				
106			330,800					
107			331,000					
108			331,300					
109			331,500					
110			331,900					
111			332,200					
112			332,500					
113			332,700					
再任用職員	184,400	210,500	242,400	255,700	281,300	322,200	364,300	426,300

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	159,900	187,400	235,900	259,000	284,300	328,600	372,900
	2	161,300	189,500	237,700	260,000	286,200	330,800	375,600
	3	162,800	191,600	239,500	260,900	288,000	332,900	378,200
	4	164,200	193,700	241,300	262,000	289,900	335,100	380,900
	5	165,700	195,800	242,700	262,900	291,600	337,100	383,100
	6	167,200	198,200	244,100	263,900	293,400	339,300	385,500
	7	168,700	200,500	245,300	264,800	295,200	341,400	387,900
	8	170,200	202,800	246,600	265,800	297,000	343,600	390,200
	9	171,600	205,200	247,900	266,900	298,700	345,200	392,200
	10	173,300	206,600	248,900	267,800	300,600	347,100	394,400
	11	174,900	208,000	249,900	268,900	302,500	349,000	396,800
	12	176,500	209,400	250,900	270,100	304,300	350,900	399,000
	13	178,000	210,800	252,000	271,300	306,100	352,900	401,200
	14	180,000	212,300	253,200	272,600	307,700	354,900	403,300
	15	182,000	213,800	254,100	273,800	309,500	357,000	405,500
	16	184,000	215,100	255,100	275,300	311,300	359,100	407,700
	17	186,200	216,500	255,800	276,300	312,800	361,000	409,700
	18	188,300	218,000	256,900	277,800	314,500	363,100	411,600
	19	190,400	219,500	257,900	279,200	316,200	365,100	413,800
	20	192,500	221,000	258,800	280,600	317,800	367,200	415,900
	21	194,600	222,400	259,400	282,100	319,400	369,100	417,600
	22	196,800	224,100	260,700	283,700	321,000	371,200	419,500
	23	199,000	225,800	261,600	285,300	322,500	373,300	421,300
	24	201,200	227,500	262,600	286,800	324,100	375,300	423,200
	25	203,300	228,800	263,700	287,900	325,600	377,100	425,000
	26	204,600	230,500	265,000	289,700	327,000	379,000	426,600
	27	205,900	232,200	266,200	291,400	328,600	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,500	293,200	330,200	382,900	429,800
	29	208,400	235,500	268,700	294,700	331,400	384,600	430,900
	30	209,600	236,900	270,300	296,300	332,900	386,400	432,400
	31	210,900	238,200	271,800	298,000	334,400	388,200	434,000
	32	212,200	239,300	273,300	299,600	335,800	390,100	435,400
	33	213,400	240,700	274,700	300,800	337,300	391,800	437,100
	34	214,700	241,800	276,200	302,400	338,900	393,400	438,700
	35	216,000	242,700	277,600	303,900	340,500	395,200	440,200
	36	217,300	243,900	279,000	305,500	342,000	396,900	441,700
	37	218,700	245,000	280,400	307,000	343,600	398,600	443,000
	38	220,100	246,200	281,900	308,500	345,200	400,300	444,300
	39	221,400	247,100	283,400	310,000	346,700	402,000	445,600
	40	222,800	248,200	284,800	311,600	348,300	403,700	446,800
	41	223,800	248,800	286,400	313,000	349,600	405,200	447,900
	42	225,200	249,800	287,900	314,500	351,100	406,700	448,700
	43	226,600	250,700	289,400	316,000	352,600	408,300	449,500
	44	228,000	251,600	291,000	317,400	354,200	409,700	450,300
	45	229,200	252,300	292,100	318,500	355,500	411,000	451,000
	46	230,600	253,400	293,500	319,900	357,000	412,400	451,600
	47	231,900	254,300	295,000	321,300	358,500	414,000	452,300
	48	233,200	255,300	296,500	322,700	359,700	415,400	453,100
	49	234,400	256,500	297,800	323,800	361,000	417,000	453,900
	50	235,500	257,600	299,100	325,200	362,400	418,600	454,400
	51	236,600	258,700	300,400	326,400	363,800	420,100	455,000
	52	237,700	259,900	301,800	327,800	365,100	421,600	455,600
	53	238,800	261,000	303,100	329,200	366,600	422,800	456,300
	54	239,900	262,600	304,500	330,600	367,800	424,200	457,100
	55	240,900	264,100	305,900	331,900	368,900	425,500	457,900
	56	241,900	265,500	307,200	333,300	370,000	426,900	458,700

	57	242,800	266,900	308,200	334,200	371,200	428,000	459,600
	58	243,800	268,500	309,500	335,600	372,200	428,700	
	59	244,500	270,000	310,800	336,800	373,200	429,400	
	60	245,500	271,500	312,100	338,200	374,100	430,100	
	61	246,400	272,900	313,100	339,300	374,800	430,600	
	62	247,400	274,400	314,400	340,500	375,600	431,300	
	63	248,200	275,800	315,700	341,800	376,300	432,000	
	64	249,200	277,200	316,900	343,000	377,000	432,700	
	65	250,100	278,800	318,200	344,000	377,700	433,200	
	66	251,200	280,200	319,500	345,100	378,300	433,700	
	67	252,300	281,700	320,800	346,300	379,100	434,100	
	68	253,200	283,200	322,000	347,500	379,800	434,500	
	69	253,900	284,100	322,800	348,500	380,500	434,900	
	70	255,100	285,600	324,000	349,600	381,200		
	71	256,200	287,100	325,100	350,500	381,900		
	72	257,400	288,500	326,100	351,500	382,600		
	73	258,700	289,700	327,300	352,300	383,100		
	74	260,000	291,100	328,400	353,400	383,600		
	75	261,200	292,400	329,600	354,400	384,100		
	76	262,400	293,700	330,600	355,500	384,700		
	77	263,400	295,100	331,600	356,300	385,100		
	78	264,600	296,400	332,800	357,100	385,700		
	79	265,800	297,700	334,000	357,900	386,200		
	80	267,000	298,900	335,200	358,600	386,700		
	81	268,100	299,600	336,200	359,100	386,900		
	82	269,200	300,800	337,300	359,600	387,400		
再任用職員以外の職員	83	270,200	302,000	338,300	360,200	387,900		
	84	271,300	303,200	339,300	360,700	388,400		
	85	271,900	304,100	340,100	361,400	388,700		
	86	273,000	305,300	341,100	362,000	388,900		
	87	274,000	306,500	342,100	362,500	389,200		
	88	275,100	307,600	343,100	363,100	389,600		
	89	276,100	308,900	344,100	363,400	389,800		
	90	277,100	310,100	344,800	363,800	390,200		
	91	278,000	311,300	345,600	364,300	390,500		
	92	278,900	312,400	346,300	364,900	391,100		
	93	279,800	313,400	347,000	365,200	391,600		
	94	280,800	314,200	347,600	365,700			
	95	281,800	314,900	348,300	366,200			
	96	282,800	315,700	348,900	366,600			
	97	283,400	316,200	349,300	367,000			
	98	284,200	316,800	349,800	367,500			
99	285,000	317,500	350,200	368,000				
100	285,900	318,100	350,700	368,400				
101	286,500	318,500	351,100	368,900				
102	287,300	319,100	351,500	369,400				
103	288,000	319,700	352,000	369,900				
104	288,800	320,300	352,500	370,400				
105	289,500	320,600	352,900	370,900				
106	290,000	321,000	353,400	371,400				
107	290,500	321,500	353,800	371,900				
108	291,000	321,900	354,100	372,400				
109	291,300	322,300	354,400	372,900				
110	291,700	322,700	354,900	373,300				
111	292,000	323,000	355,400	373,800				
112	292,400	323,400	355,900	374,300				
113	292,500	323,700	356,400	374,900				
114	292,900	324,100	356,800					
115	293,300	324,500	357,300					
116	293,600	324,700	357,700					

117	293,800	324,900	358,000					
118	294,200	325,300	358,500					
119	294,600	325,700	358,900					
120	295,000	325,900	359,400					
121	295,300	326,100	359,800					
122	295,700	326,500	360,300					
123	296,000	326,800	360,800					
124	296,200	327,100	361,300					
125	296,400	327,300	361,700					
126	296,800	327,700						
127	297,000	328,100						
128	297,400	328,400						
129	297,600	328,600						
130	298,000	328,900						
131	298,300	329,300						
132	298,500	329,500						
133	298,700	329,700						
134	299,100	330,100						
135	299,500	330,400						
136	299,800	330,800						
137	300,000	331,000						
138	300,400	331,400						
139	300,800	331,800						
140	301,100	332,200						
141	301,300	332,400						
142	301,600	332,800						
143	301,900	333,200						
144	302,200	333,600						
145	302,400	333,900						
146	302,800	334,300						
147	303,100	334,700						
148	303,400	335,000						
149	303,600	335,300						
150	303,900	335,700						
151	304,100	336,100						
152	304,400	336,500						
153	304,700	336,800						
154	305,000							
155	305,300							
156	305,600							
157	305,900							
158	306,200							
159	306,400							
160	306,700							
161	307,100							
162	307,400							
163	307,700							
164	308,000							
165	308,400							
166	308,700							
167	309,000							
168	309,300							
169	309,700							
再任用職員	229,900	254,200	261,500	271,600	288,300	325,600	370,300	

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,000	291,000	317,300	345,800	380,500
	2	166,600	182,400	209,100	248,800	293,000	319,500	348,000	382,700
	3	168,300	184,200	211,100	250,600	295,100	321,800	350,300	384,800
	4	170,000	186,000	213,100	252,400	297,400	323,900	352,500	387,000
	5	171,600	187,900	215,100	254,100	299,200	326,200	354,500	388,600
	6	173,500	190,200	217,100	255,900	301,200	328,300	356,700	390,600
	7	175,300	192,500	219,100	257,500	303,300	330,600	358,800	392,600
	8	177,200	194,800	221,000	259,200	305,600	332,700	361,000	394,400
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,600	334,800	362,800	396,000
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,800	337,000	365,000	397,900
	11	182,300	202,100	226,700	263,700	312,100	339,300	367,100	400,000
	12	184,000	204,600	228,500	265,100	314,200	341,500	369,300	402,100
	13	185,900	206,900	230,400	266,800	316,200	343,400	371,100	403,700
	14	188,000	208,700	232,300	268,200	318,400	345,600	373,300	405,800
	15	190,100	210,500	234,200	269,300	320,700	347,700	375,400	407,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,600	322,800	349,900	377,600	409,900
	17	194,400	214,200	237,700	271,500	324,900	352,000	379,200	411,600
	18	196,800	216,100	239,500	272,900	327,100	354,100	381,200	413,400
	19	199,200	218,000	241,300	274,300	329,300	356,100	383,300	415,200
	20	201,600	219,800	243,100	275,700	331,500	358,200	385,200	417,000
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,400	360,000	386,900	418,500
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,000	388,900	420,100
	23	207,700	225,100	247,300	279,400	337,500	364,100	391,000	421,700
	24	209,500	226,900	248,600	280,800	339,600	366,100	393,100	423,300
	25	211,400	228,600	250,000	282,000	341,600	367,900	394,700	424,700
	26	213,200	230,300	251,300	284,000	343,700	369,900	396,800	426,200
	27	215,000	232,000	252,700	286,100	345,700	372,000	398,800	427,700
	28	216,700	233,700	253,900	288,200	347,800	374,000	400,900	429,300
	29	218,600	235,200	255,100	290,100	349,700	375,900	402,400	430,400
	30	220,400	237,000	256,200	292,100	351,700	378,000	404,200	432,000
	31	222,200	238,800	257,500	293,900	353,800	380,000	406,000	433,700
	32	224,000	240,600	258,600	295,800	355,800	382,100	407,700	435,300
	33	225,700	241,900	259,300	297,600	357,400	383,800	409,500	436,500
	34	227,400	243,400	260,400	299,400	359,500	385,900	411,100	438,100
	35	229,100	244,700	261,500	301,200	361,400	388,000	412,700	439,800
	36	230,800	246,100	262,700	303,000	363,500	389,900	414,300	441,300
	37	232,300	247,500	263,600	304,900	365,200	391,500	415,700	442,800
	38	234,100	248,800	264,800	306,700	367,300	393,000	417,100	443,600
	39	235,900	250,100	265,700	308,600	369,300	394,400	418,500	444,300
	40	237,700	251,300	266,700	310,300	371,400	395,900	420,000	445,000
	41	239,000	252,500	267,900	312,200	373,300	397,200	421,300	445,400
	42	240,400	253,700	269,300	314,000	375,300	398,300	422,600	446,000
	43	241,700	254,900	270,800	315,900	377,400	399,500	423,900	446,700
	44	242,900	256,000	272,000	317,700	379,400	400,700	425,100	447,300
	45	244,300	256,800	273,000	319,400	381,000	401,800	426,200	448,100
	46	245,400	257,800	274,500	321,300	382,800	402,900	426,900	448,800
	47	246,500	258,900	276,100	323,100	384,400	404,000	427,700	449,300
	48	247,400	260,100	277,700	325,000	386,100	405,200	428,400	449,900
	49	248,300	261,000	279,300	326,600	387,700	406,400	428,900	450,400
	50	249,400	262,200	280,900	328,100	388,800	407,100	429,600	451,000
	51	250,600	263,100	282,600	329,700	390,000	407,900	430,200	451,400
	52	251,800	264,200	284,100	331,300	391,100	408,700	430,900	452,000
	53	252,600	265,300	285,700	332,900	392,200	409,300	431,300	452,500
	54	253,700	266,600	287,500	334,700	393,300	410,000	431,900	453,000
	55	254,600	268,100	289,200	336,400	394,400	410,600	432,600	453,500
	56	255,800	269,300	290,900	338,200	395,600	411,200	433,200	454,000

再任 用職 員以 外の 職員	57	256,800	270,200	292,500	339,300	396,800	411,700	433,800	454,400
	58	257,800	271,800	294,200	340,900	397,500	412,200	434,500	454,700
	59	258,600	273,300	296,000	342,600	398,300	412,800	435,100	455,100
	60	259,600	274,900	297,800	344,300	399,100	413,400	435,700	455,500
	61	260,700	276,400	299,100	345,800	399,700	413,800	436,100	455,900
	62	261,800	277,900	300,900	347,500	400,400	414,300	436,600	
	63	262,900	279,400	302,700	349,200	401,000	414,900	437,000	
	64	263,800	280,900	304,400	350,800	401,700	415,300	437,400	
	65	264,900	282,400	305,900	352,400	402,000	415,800	438,000	
	66	266,000	283,900	307,500	354,000	402,600	416,300	438,300	
	67	267,300	285,300	309,100	355,500	403,300	416,800	438,700	
	68	268,600	286,700	310,800	357,100	404,000	417,300	439,100	
	69	269,700	288,300	312,100	358,400	404,400	417,700	439,500	
	70	271,100	289,800	313,600	359,800	404,900	418,200	439,800	
	71	272,400	291,400	315,100	361,100	405,500	418,500	440,100	
	72	273,700	293,000	316,600	362,600	405,900	418,900	440,500	
	73	275,000	294,000	317,400	363,800	406,200	419,300	441,000	
	74	276,400	295,500	319,100	365,200	406,700	419,700	441,400	
	75	277,700	297,000	320,800	366,600	407,300	420,200	441,800	
	76	279,000	298,400	322,400	368,000	407,800	420,600	442,100	
	77	280,100	299,600	324,000	369,200	408,100	420,800	442,500	
	78	281,300	301,100	325,700	370,400	408,700	421,100		
	79	282,400	302,500	327,200	371,600	409,100	421,500		
	80	283,600	303,900	328,900	372,700	409,500	421,800		
	81	284,500	305,200	330,600	373,800	409,900	422,100		
	82	285,800	306,600	332,200	375,000	410,500	422,400		
	83	287,100	307,900	333,900	376,200	410,900	422,700		
	84	288,400	309,300	335,600	377,400	411,400	422,900		
	85	289,600	310,300	337,100	378,500	411,600	423,100		
	86	290,800	311,800	338,600	379,100	412,000			
	87	291,900	313,200	340,100	379,700	412,400			
	88	293,000	314,700	341,600	380,300	412,900			
	89	294,100	316,000	342,900	380,900	413,300			
	90	295,300	317,400	344,400	381,500	413,700			
	91	296,500	318,900	345,700	382,100	414,100			
	92	297,700	320,400	347,200	382,700	414,500			
	93	298,200	321,600	348,500	383,000	414,800			
	94	299,500	323,000	349,900	383,500				
	95	300,800	324,400	351,400	384,000				
	96	302,100	325,800	352,800	384,500				
	97	302,900	326,900	354,200	384,700				
	98	304,100	328,300	355,300	385,300				
	99	305,300	329,600	356,400	385,900				
	100	306,500	330,900	357,600	386,400				
	101	307,600	332,200	358,700	386,600				
	102	308,700	333,500	359,700	387,200				
	103	309,800	334,700	360,900	387,700				
	104	310,900	335,900	362,100	388,200				
	105	311,800	336,900	363,200	388,500				
	106	312,400	338,000	363,800	389,000				
	107	313,000	339,100	364,300	389,300				
	108	313,700	340,000	364,900	389,700				
	109	314,100	341,200	365,500	389,900				
	110	314,800	342,200	366,000	390,300				
	111	315,400	343,200	366,600	390,700				
	112	316,100	344,200	367,100	391,000				
	113	316,700	345,000	367,500	391,200				
	114	317,500	346,000	368,100	391,600				
	115	318,300	347,000	368,500	392,000				
	116	319,000	348,000	369,000	392,400				

117	319,500	348,900	369,400	392,600				
118	320,300	349,500	370,000	392,900				
119	321,000	350,000	370,500	393,200				
120	321,800	350,600	371,000	393,500				
121	322,400	351,000	371,300	393,800				
122	322,900	351,400	371,900	394,100				
123	323,300	351,900	372,400	394,500				
124	323,800	352,300	372,900	395,000				
125	324,100	352,700	373,200	395,400				
126		353,200	373,700					
127		353,700	374,200					
128		354,000	374,700					
129		354,300	374,900					
130		354,800	375,400					
131		355,200	375,900					
132		355,700	376,400					
133		356,000	376,600					
134		356,500	377,100					
135		356,900	377,500					
136		357,300	377,900					
137		357,500	378,200					
138		357,900	378,700					
139		358,300	379,200					
140		358,700	379,700					
141		358,900	380,000					
142		359,400						
143		359,900						
144		360,400						
145		360,600						
再任用職員	236,000	247,700	251,900	287,200	304,300	318,500	342,100	377,300

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	154,900	205,200	251,400	272,900	317,600	361,500
	2	156,100	207,000	253,000	274,400	319,800	364,100
	3	157,300	208,800	254,400	276,000	322,100	366,600
	4	158,600	210,600	256,000	277,600	324,300	369,200
	5	159,600	212,300	257,400	279,300	326,400	371,300
	6	161,100	214,100	258,800	281,400	328,400	373,800
	7	162,500	215,900	260,100	283,500	330,600	376,200
	8	163,900	217,700	261,700	285,700	332,700	378,700
	9	165,200	219,600	262,900	287,600	334,900	380,900
	10	166,600	221,100	264,000	289,800	337,000	383,600
	11	168,000	222,500	265,200	292,000	339,200	386,100
	12	169,500	223,900	266,500	294,100	341,400	388,800
	13	171,000	225,500	268,000	296,000	343,100	391,200
	14	172,500	227,100	269,400	298,300	345,200	393,500
	15	174,000	228,700	271,100	300,400	347,200	395,700
	16	175,400	230,300	273,000	302,600	349,300	398,100
	17	177,000	231,700	274,500	304,600	351,100	399,900
	18	178,800	233,300	276,300	306,900	353,100	402,000
	19	180,500	234,800	278,100	309,100	355,100	403,800
	20	182,200	236,300	279,700	311,400	356,900	405,900
	21	183,700	237,500	281,300	313,400	358,800	407,700
	22	185,400	239,000	283,100	315,600	360,600	409,500
	23	187,100	240,300	284,800	317,700	362,600	411,500
	24	188,800	241,700	286,500	319,900	364,600	413,400
	25	190,400	243,200	288,300	321,800	366,500	415,300
	26	192,200	244,900	290,000	323,900	368,500	416,900
	27	194,000	246,400	291,800	326,000	370,400	418,400
	28	195,700	248,100	293,500	328,000	372,400	420,000
	29	197,500	249,400	295,100	330,000	374,000	421,600
	30	199,000	250,900	296,800	331,900	375,800	422,800
	31	200,500	252,200	298,400	334,000	377,500	424,100
	32	202,000	253,600	300,100	336,000	379,300	425,400
	33	203,500	254,800	301,600	337,700	380,800	426,500
	34	204,800	256,200	303,100	339,700	382,400	427,600
	35	206,100	257,300	304,700	341,600	383,900	428,900
	36	207,300	258,700	306,300	343,600	385,600	430,100
	37	208,700	259,900	307,800	345,200	387,200	431,400
	38	210,100	261,500	309,400	347,000	388,400	432,200
	39	211,500	263,200	310,900	348,900	389,500	433,000
	40	212,900	264,900	312,400	350,700	390,700	433,900
	41	213,900	266,200	313,900	352,400	391,800	434,300
	42	215,100	267,800	315,500	354,200	393,000	435,100
	43	216,200	269,400	317,000	355,900	394,000	435,800
	44	217,400	270,900	318,600	357,600	395,100	436,500
	45	218,300	272,500	319,800	359,400	396,000	437,100
	46	219,400	274,200	321,000	360,700	396,500	437,900
	47	220,400	275,800	322,100	362,200	397,200	438,500
	48	221,400	277,400	323,300	363,700	397,800	439,200
	49	222,200	278,800	324,200	364,700	398,500	439,700
	50	223,300	280,400	325,200	365,900	399,100	440,400
	51	224,400	281,900	326,100	367,000	399,700	440,800
	52	225,300	283,500	327,000	368,100	400,300	441,400
	53	225,900	285,000	327,900	368,800	400,900	441,800
	54	227,000	286,500	328,700	369,700	401,600	442,400
	55	227,800	288,000	329,500	370,500	402,300	443,000
	56	228,700	289,400	330,300	371,400	402,900	443,600

	57	229,400	290,800	330,800	372,200	403,300	444,000
	58	230,300	292,300	331,500	373,000	404,000	444,400
	59	231,100	293,700	332,100	373,700	404,600	444,900
	60	232,000	295,200	332,700	374,500	405,200	445,400
	61	233,100	296,400	333,100	375,400	405,600	445,900
	62	234,000	297,800	333,700	376,100	406,100	
	63	234,900	299,200	334,300	376,800	406,700	
	64	235,700	300,700	334,900	377,500	407,300	
	65	236,500	301,900	335,100	378,000	407,600	
	66	237,500	303,100	335,500	378,500	408,000	
	67	238,700	304,400	336,000	379,200	408,400	
	68	239,800	305,700	336,400	379,900	408,800	
	69	240,700	306,600	336,800	380,300	409,200	
	70	241,800	307,700	337,300	381,000	409,500	
	71	242,800	308,900	337,800	381,600	409,800	
	72	243,800	310,100	338,300	382,200	410,300	
	73	244,600	311,200	338,700	382,600	410,700	
	74	245,600	311,800	339,200	383,200	411,100	
	75	246,700	312,500	339,600	383,800	411,600	
	76	247,700	313,200	339,900	384,400	412,000	
	77	248,700	314,000	340,200	384,900	412,300	
	78	249,700	314,700	340,600	385,500		
	79	250,600	315,400	341,100	386,000		
	80	251,600	316,100	341,600	386,700		
	81	252,400	316,400	341,800	387,000		
	82	253,400	316,900	342,300	387,500		
	83	254,400	317,400	342,700	388,100		
	84	255,300	317,900	343,200	388,500		
	85	256,100	318,200	343,500	388,800		
	86	257,000	318,600	343,900	389,200		
	87	257,800	319,000	344,200	389,700		
	88	258,700	319,400	344,600	390,100		
	89	259,300	319,800	344,800	390,400		
	90	260,000	320,200	345,200	390,700		
	91	260,800	320,600	345,600	391,000		
	92	261,600	320,900	345,900	391,300		
	93	262,100	321,200	346,200	391,700		
	94	262,800	321,600				
	95	263,400	322,000				
	96	264,000	322,400				
	97	264,500	322,800				
	98	265,200	323,200				
	99	265,900	323,500				
	100	266,600	323,800				
	101	267,100	324,100				
	102	267,600	324,400				
	103	268,100	324,700				
	104	268,600	325,100				
	105	268,700	325,400				
	106	269,000	325,700				
	107	269,300	326,000				
	108	269,700	326,400				
	109	270,000	326,800				
	110	270,400	327,200				
	111	270,700	327,400				
	112	271,100	327,800				
	113	271,300	328,100				
	114	271,700	328,500				
	115	272,100	328,800				
	116	272,500	329,100				

再任
用職
員以
外の
職員

117	272,700	329,300				
118	273,100	329,700				
119	273,400	330,100				
120	273,700	330,300				
121	273,900	330,500				
122	274,300					
123	274,600					
124	274,900					
125	275,100					
126	275,500					
127	275,800					
128	276,100					
129	276,300					
130	276,700					
131	277,100					
132	277,500					
133	277,700					
134	278,000					
135	278,400					
136	278,700					
137	278,900					
138	279,200					
139	279,400					
140	279,700					
141	279,900					
142	280,200					
143	280,500					
144	280,800					
145	281,100					
146	281,400					
147	281,600					
148	281,900					
149	282,200					
150	282,500					
151	282,700					
152	283,000					
153	283,300					
再任用職員	196,900	239,800	254,100	287,600	314,400	356,100

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

特定任期付

号俸	俸給月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別記第3

第1号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000